

分類コード	X-1-1-1-02
保管期限	10年(令和11年12月31日まで)

秋本交指第187号 交企第219号
交制第133号

令和元年12月12日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

違法駐車対策関係事務の適切な取扱いについて（例規）

違法駐車対策関係事務の取扱いについては、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う違法駐車対策関係事務の取扱いについて（例規）」（平成18年2月14日付け秋本交指第22号、秋本交企第18号、秋本交規第18号。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（令和元年国家公安委員会規則第8号）の制定により委託法人や駐車監視員の資格について、絶対的欠格条項としていた成年被後見人等の規定が削除され、令和元年12月14日から施行されることに伴い、所要の見直しを行い、下記のとおり運用することとし、旧例規は、12月13日をもって廃止するので、対応に誤りがないようにされたい。

なお、本通達において、「法」とは改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）、「委託規則」とは改正規則による改正後の確認事務の委託の手続き等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）をいうものとする。

記

1 取締り活動ガイドラインの策定等

(1) 取締り活動ガイドラインに沿ったメリハリを付けた取締りの推進

ア 取締り活動ガイドラインの策定、公表とそれに沿った取締りの推進

確認事務の民間委託を行う警察署にあっては、重点的に取締りを行う場所、時間帯などを定めたガイドラインを策定、公表することとし、当該ガイドラインに沿った取締りを推進すること。また、民間委託を行わない警察署にあっては、当該警察署管内における違法駐車の実態に鑑み、ガイドラインを策定して取締りの重点場所、時間帯などを公表することが適切と考えられる警察署については、これを策定すること。

イ 取締り活動ガイドラインの策定（改定）に当たっての留意事項

警察署長は、管内における違法駐車の実態に応じてガイドラインを策定（改定）するものとするが、策定（改定）に当たっては、別途交通指導課において、必要な

指導、調整を行うこと。また、警察署協議会における意見など、地域住民の意見、要望を踏まえた上で行うこと。

ガイドラインについては、随時見直しを行い、常に管内における違法駐車の実態を反映したものとなるように努めること。

ガイドラインを策定（改定）した場合は、警察署の掲示板への掲示、警察署のホームページへの掲載、広報紙等への掲載等により、周知徹底に努めること。

ウ 警察官及び放置車両確認機関に対する指導教養の徹底

警察署長は、取締りに当たる警察官に対してガイドラインの内容を周知させるとともに、取締りがガイドラインに沿って行われるよう指導教養を徹底すること。

確認事務の民間委託を行う警察署にあっては、放置車両確認機関及び同機関の駐車監視員に対しガイドラインの趣旨、内容を周知徹底させるとともに、巡回計画書の承認等を適切に行って、放置車両確認機関による確認標章の取付けがガイドラインに沿って行われるようにすること。

(2) 運転者の責任追及の在り方

ア 悪質な運転者の責任追及の徹底等

警察署長は、放置駐車違反のうち、交通事故の原因となった違反や常習的な違反等悪質な違反については、従来以上に運転者の責任追及を徹底すること。その際には、検察庁と十分に協議の上、尾行、張り込み等により、駐車違反行為自体についての現認、採証を十分に行い、違反者の認否にかかわらず、公判で有罪を得ることができるだけの十分な捜査を行うこと。また、下命・容認事犯についても積極的に検挙すること。

イ その他の違反の取扱い

上記アに該当するもの以外の放置駐車違反については、運転者が自ら出頭し、違反を自認する場合等であって、当該運転者が真に違反行為者であると認められるときに、当該運転者を検挙すること。

(3) 短時間駐車違反車両に対する取締り及び違法駐車車両の運転者に対する広報

短時間の違法駐車車両や移動を呼びかける広報がなされるまで移動しない違法駐車車両が駐車秩序の維持に支障を及ぼしていることから、放置車両であることが確認できた車両については、駐車時間の長短にかかわらず、確認標章の取付け対象とすること。

このことは、事前措置として違法駐車車両の移動を呼びかける広報を必要に応じて実施することを否定するものではないが、違法駐車を抑止するためには、広報を実施せず、直ちに確認標章の取付けを行うことも必要であることに留意すること。

(4) レッカー移動及び車輪止めの有効活用

レッカー移動及び車輪止めについては、「放置車両確認標章等の管理及び放置車両確認標章の作成・取付け要領の一部改正について（例規）」（平成25年7月18日付け秋本交指第143号）に基づき必要に応じて有効に活用し、良好な駐車秩序の確立に努めること。

(5) 違反番号による放置駐車違反の一元的管理

交通指導課長は、警察官又は駐車監視員が放置車両を確認した場合の当該放置車両

に係る放置駐車違反を特定するための番号（以下「違反番号」という。）を付与すること。また、確認標章には、当該確認標章に係る放置駐車違反の違反番号の全部又は一部を標章番号として記載し、弁明通知書、放置違反金納付命令書、督促状、放置違反金等を納付したこと又は徴収されたことを証する書面等には、これらの書面に係る放置駐車違反の違反番号の全部を記載すること。

2 放置駐車違反取締り

(1) 確認標章の作成、取付け

確認標章は、原則として専用の携帯端末により作成するが、携帯端末を持たない警察官が取締りを行う場合、手書きにより作成すること。

(2) 警察署における事案の審査及び公安委員会報告

警察官又は放置車両確認機関が確認標章を取り付けた事案については、電子データ又は標章控えにより、警察署長に報告すること。

報告を受けた警察署長は、所要の事案審査を行った上で、交通指導課長を経由して公安委員会に報告すること。この場合、放置車両の要件に該当しないと認める場合は、その旨の意見を付するものとする。

(3) 「運転者」出頭時の対応、留意事項

確認標章の取付け後、標章を取り付けられた車両の運転者と称する者が、自ら現場又は警察署等に出頭し、違反を自認する場合等において、当該者が真実違反行為をした運転者であると認められる場合は、当該者を駐車違反で検挙（反則者に該当する場合は反則告知、非反則者である場合は交通切符等により検挙）するものとする。

(4) 運転者を検挙した場合のその後の手続

放置駐車違反について運転者に反則告知を行った場合における通告等運転者を検挙した場合におけるその後の手続については、従来と同様とする。ただし、反則告知及び通告したものの、反則金が不納付となった事件の送致に際しては、事務の合理化に十分配慮すること。また、運転者を検挙した場合の違反点数の付与については、従来と同様とする。

(5) 弁明の機会の付与

交通指導課長は、弁明に関する事務を次により行うものとする。

ア 弁明通知書を発出する場合

上記(2)により報告をした後に、公安委員会が事案を審査の上、当該車両が放置車両の要件に該当すると認めた場合で、かつ、当該事案について運転者が反則金を納付せず、又は公訴を提起されず若しくは家庭裁判所の審判に付されていない場合には、当該事案について弁明通知書を発出すること。

イ 弁明通知書の発出時期

- (ア) 確認標章を取り付けた日の翌日から起算しておおむね3日以内に、当該違反行為について運転者に対し反則告知（当該運転者が非反則者である場合にあっては、交通切符等による検挙）をしていない場合には、弁明通知書を発出すること。また、違反行為について運転者（少年（送致の時点で成人とならない見込みのものに限る。以下同じ。）を除く。）に反則告知をした場合にあっては、当該運転者が反則金を仮納付することのできる期間及び当該仮納付の有無を確認するのに必

要な期間（告知の日からおおむね15日間）は、弁明通知書の発出を保留すること。

- (イ) 反則告知後に反則金の仮納付がなされない場合は、通告（交付通告又は送付通告）が行われることとなり、通告後反則金が納付される可能性もあるが、早期の弁明通知書発出が望まれることと、送付通告までに長時間を要する場合もあることを考慮し、上記の期間（告知の日からおおむね15日間）が経過した場合は、弁明通知書を発出すること。
- (ウ) 非反則者である運転者を交通切符等により検挙した場合で出頭の日時を指定した場合にあっては、当該運転者が、正当な理由なく指定された出頭日に出頭せず、その後も出頭する見込みがない場合に、弁明通知書を発出すること。
- (エ) 遠隔地に居住する非反則者である運転者を検挙した場合等で出頭の日時を指定しない場合は、直ちに弁明通知書を発出すること。
- (オ) 少年である運転者に対し反則告知又は交通切符等による検挙をした場合は、放置違反金納付命令を行うことはできないことから、弁明通知書を発出することなく、放置違反金納付命令に係る手続を打ち切ること。

ウ 弁明通知書の発出方法

弁明通知書の発出は、原則として自動車検査証に記載（自動車登録ファイル等に登録）された車両の使用者に、普通郵便により行うこと。ただし、自動車検査証に記載（自動車登録ファイル等に登録）された車両の使用者以外の者が実際の使用者であることが判明している場合にあっては、当該実際の使用者に行うこと。また、総排気量125cc以下の自動二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車については、市町村に照会して使用者を調査の上、弁明通知書を発出すること。

発出した弁明通知書が返戻された場合は、使用者の所在について所要の調査を行った上で、再度送付すること。所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明せず、弁明通知書を送付できない場合は、法第51条の4第7項の規定に基づき、同項に規定する書面を公安委員会の掲示板に掲示することによって、弁明通知を行うこと。

エ 弁明書の提出期限

弁明書の提出期限については、弁明通知書の発出日からおおむね2週間後の日に指定すること。返戻された弁明通知書を再度送付する場合及び掲示により弁明通知を行う場合にあっては、改めて提出期限を指定すること。

オ 弁明通知書の記載事項及び仮納付書その他の書類の同封

弁明通知書には、弁明通知書の番号及び放置違反金に相当する金額を記載すること（道路交通法施行規則第7条の8）。弁明通知書の番号は、当該事案に係る違反番号（上記1(5)参照）と同一とすること。

弁明通知書の発出に当たっては、仮納付書並びに車検拒否制度及び車両の使用制限命令制度について説明する書面を同封すること。

(6) 弁明審査

交通指導課長は、弁明書が提出された場合に、所要の事実調査を行い、放置違反金納付命令を発出するか否かを決定すること。また、事実調査を行う上で必要がある場合は、法第51条の5に定める報告徴収権限を積極的に活用すること。

(7) 放置違反金納付命令

ア 放置違反金納付命令の決定

弁明審査の結果、放置違反金納付命令を行うことが適当と認められる場合には、放置違反金納付命令の発出を決定することとなる。提出期限までに弁明書が提出されない場合は、改めて弁明の機会を付与することなく、放置違反金納付命令を決定して差し支えない（道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第27号）第16条参照）。

イ 書面による放置違反金納付命令

弁明通知書を発出した後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされていない場合における放置違反金納付命令は、書面（放置違反金納付命令書）により行うこと（法第51条の4第5項）。

交通指導課長は、放置違反金納付命令書の発出に当たっては、放置違反金納付命令を受けるべき車両の使用者に、納入通知書及び納付書を同封して普通郵便により行うこと。使用者の所在が不明である場合又は発出した放置違反金納付命令書等が返戻された場合は、使用者の所在について所要の調査を行った上で、送付すること。放置違反金納付命令書の送達及び公示送達については、地方税の例による（法第51条の4第18項）こととなるので、所要の調査にもかかわらず、使用者の所在が判明せず、放置違反金納付命令書を郵便により送付できない場合は、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定の例により、公示送達を行うこと。

ウ 公示による放置違反金納付命令

交通指導課長は、弁明通知書を発出した後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされた場合における放置違反金納付命令を、公安委員会の掲示板に放置違反金公示納付命令書（様式については、道路交通法施行規則別記様式第3の9参照）を掲示することにより行うこととなる。この場合においても、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定による教示が必要となることに留意すること。

エ 放置違反金納付命令を行う時期

交通指導課長は、確認標章を取り付けた日の翌日から起算して30日を経過した日以降、速やかに放置違反金納付命令を行うこと。ただし、当該違法駐車行為について運転者が反則金を納付している場合又は公訴を提起され若しくは審判に付された場合はこれを行わないこととするほか、当該違法駐車行為をした運転者に反則告知等をしている場合の取扱いは、次のとおりとする。

(ア) 運転者（少年を除く。）に反則告知をしている場合

当該運転者が反則金を納付することのできる期間及び当該納付の有無を確認するのに必要な期間（通告後おおむね15日から20日間）の経過を待って、放置違反金納付命令を行うこととする。当該期間内に反則金の納付が確認できない場合は、立証状況に照らし公訴提起が確実と見込まれる事案に限り、手続を保留することとし、不起訴が見込まれる事案については、運転者の送致と平行して、放置違反金納付命令を行うこと。この場合において、放置違反金納付命令を行った後、当該事案について公訴が提起されたことを確認した場合は、放置違反金納付

命令の取消し手続をとること。

なお、通告を受けるべき者の所在が不明である等の理由により、通告の実施が見込めない事案については、通告を行うことなく、放置違反金納付命令を行うこと。

- (イ) 非反則者である運転者（少年を除く。）を交通切符等により検挙している場合
出頭の日時を指定した場合において、当該運転者が指定された出頭日に出頭しなかった場合は、後日の出頭及び公訴提起が確実と見込まれる場合を除き、放置違反金納付命令を行うこと。この場合においても、放置違反金納付命令を行った後、当該事案について公訴が提起されたことを確認した場合は、放置違反金納付命令の取消し手続をとること。また、遠隔地に居住する非反則者である運転者を検挙し、出頭の日時を指定しなかった場合にあつては、原則として放置違反金納付命令の手続を保留することとし、当該運転者が不起訴となったことが確認された後に、放置違反金納付命令を行うこと。
- (ウ) 少年である運転者に反則告知をし、又は交通切符等により検挙している場合
放置違反金納付命令を行うことなく、そのための手続を打ち切ること（前記(5)イ(オ)参照）。

オ 放置違反金納付命令を行わない場合の通知及び仮納付された放置違反金に相当する金額の返還

交通指導課長は、弁明通知書を発出した後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされた場合において、当該仮納付をした者について放置違反金納付命令をしないこととしたときは、仮納付金返還通知書により通知し、当該仮納付に係る金額を返還する手続をとること。

弁明通知書を発出した後、弁明書の提出期限までに放置違反金に相当する金額の仮納付がされない場合において、弁明の容認その他の事情により、放置違反金納付命令を行わないこととするときは、特段、通知等の手続は要しない。

カ 放置違反金納付命令の取消し及び納付された放置違反金等に相当する金額の還付
交通指導課長は、法第51条の4第16項の規定により放置違反金納付命令を取り消す場合は、放置違反金納付命令取消（兼）還付通知書により通知し、既に当該放置違反金納付命令に係る放置違反金等が納付され又は徴収されているときは、当該放置違反金等に相当する金額を還付する手続をとること。

キ 放置違反金納付命令に対する不服申立て

放置違反金納付命令は、公安委員会が行う処分であり、公安委員会には上級行政庁がないことから、放置違反金納付命令に対する不服申立ては、公安委員会に対する不服申立てのみが認められることに留意すること（行政不服審査法(平成26年法律第68号)第6条参照）。

なお、放置違反金納付命令書には納入通知書を同封することとされているが、この場合の納入通知書の送付自体は国民の権利義務を変動させるものではなく、「行政庁の処分」には該当しないと考えられることから、納入通知自体に対する不服申立てはできないことに留意すること。

(8) 督促、滞納処分

交通指導課長は、督促、滞納処分等に関する事務を次により行うものとする。

ア 適切な滞納管理

放置違反金制度が駐車違反防止の実効を挙げるためには、公安委員会が納付を命ずる放置違反金が確実に納付又は徴収される必要がある。そこで、法に定める督促のほか、催促を効果的に行うなど、適切な滞納管理を行い、放置違反金等の効果的な徴収に努めること。

イ 督促、滞納処分等の実施

(ア) 督促

督促は、滞納処分の前提となるだけでなく、延滞金及び督促手数料の徴収並びに車検拒否制度の前提となるものであることから、放置違反金納付命令を受けた者が納付期限までに放置違反金を納付しないときは、速やかに督促状を発出すること。

(イ) 催促

催促は、督促した後においても任意の納付を促す有効な手段であるため、積極的な実施に努めること。

(ウ) 滞納処分

督促及び催促によっても任意の納付に応じない者に対しては、計画的かつ適正な滞納処分の執行に努めること。特に、滞納を繰り返す者、名義変更その他の事情により車検拒否を免れた者及び放置違反金納付命令に係る放置違反金請求権の消滅時効（督促後5年間）が切迫している者については、優先的に滞納処分を行うこと。

ウ 督促、滞納処分等に関する規定

放置違反金に係る督促、滞納処分等については、法第51条の4第13項及び第14項において公安委員会の権限とされており、知事による督促、滞納処分等を規定した地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3の適用がなく、同条により知事が行う督促、滞納処分等の方法について定めた県条例及び県規則の適用対象とならないことから、督促、延滞金の徴収、滞納処分については、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）により定めるものとする。

エ 適切な滞納整理の推進に係る留意事項

督促、滞納処分等を行うためには所要の体制を整備することが必要になるが、特に、滞納処分については専門性が高い事務であることから、その実務の蓄積がある関係部局とのノウハウの共有を進めるなど関係部局との連携に努めること。

滞納処分を行う職員は、現金の出納保管を行うことから、知事による出納員の任命を受けるなど現金の出納保管をつかさどることができるよう措置を講ずること。また、戸別訪問の催促により、その場で放置違反金等の納付を受ける場合においては、催促を行う者について、現金の出納保管をつかさどることができるよう措置を講ずること。

3 車検拒否制度

(1) 車検拒否制度の適正な事務運営

交通指導課長は、使用者本人、使用者の継続検査等の手続を代行する自動車整備事

業者等に対する放置違反金等の滞納状況に関する情報の提供、放置違反金等の納付書の再発行及び放置違反金等を納付したこと又はこれを徴収されたことを証する書面の交付が適切かつ簡便な方法により行われるように努めること。

(2) 車検拒否制度に係る問い合わせ等への対応

継続検査等に際して自動車検査証の返付を拒否された者、自動者検査証の返付を拒否する国土交通省又は軽自動車検査協会の職員、使用者の継続検査等の手続を代行する自動車整備事業者等からの各種問い合わせ等については、交通指導課が適正に対応すること。

(3) 広報啓発活動の推進

県民一般はもとより、車両の使用者、自動車整備事業者等に対して本制度の周知を図るため、自動車整備事業者、自動車検査窓口等へのポスター、リーフレットの配布など、広報啓発活動を推進すること。

(4) 無車検運行等の取締りの推進

無車検運行等の取締りについては、国土交通省東北運輸局秋田運輸支局と連携した上、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条第1項、第66条第1項等の規定に違反する行為に対する取締りを推進すること。

4 車両の使用制限命令

(1) 被処分者

法第75条の2第2項の規定による命令を受ける客体となる「使用者」は、放置違反金納付命令を受ける客体となる「使用者」と同一である。すなわち、車両を使用する権原を有し、その運行を支配して管理する者であり、法人の使用車両については、当該法人である。法人の代表者や当該車両の属する営業所の長等の自然人が処分の客体となるわけではないことに留意すること。また、命令違反の主体となるのは、被処分者である車両の使用者であるが、法第123条の規定により、当該使用者の代理人、使用人その他の従業者が、当該使用者の業務に関して対象車両を運転し、又は運転させた場合は、その行為者も処罰の対象となることに留意すること。

なお、法人の使用車両についての上記の考え方は、法第75条第2項又は第75条の2第1項の規定によるその他の使用制限命令についても同様である。

(2) 迅速、的確な処分の実施

交通指導課長は、放置違反金の納付を命ずるのみでは違法駐車を抑止を図る上で不十分と認められるような常習違反者に対する対策として、処分の基準に該当する車両の使用者に対する迅速、的確な処分により、道路交通に対する危険の排除に努めること。

(3) 適正な事務処理の推進

使用制限命令をしようとするときは事前に公開の聴聞を行わなければならないこと、使用制限命令を行ったときは使用制限書を交付するとともに運転禁止標章の貼付等手続の基本は、法第75条第2項又は第75条の2第1項の規定による使用制限命令に基づき、適正な事務処理に努めること。

(4) 処分の実効性確保のための措置並びに命令違反及び運転禁止標章の破損等事案の積極的な検挙

交通指導課長は、処分を執行する際に、運転禁止標章の貼付状況や対象車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録する等、処分の実効性を確保するための措置を講ずること。また、命令違反や運転禁止標章が破損等された事案については、積極的な検挙に努めること。

5 確認事務の民間委託

(1) 一般的留意事項

ア 確認事務等の委託に当たっては、駐車違反对応業務に要する警察の執行力を十分かつ柔軟に確保する仕組みを構築し、良好な駐車秩序の確立と警察事務の合理化を図るとともに、地域における駐車実態、地域住民の要望その他の事情を勘案して委託に係る具体的方針を決定すること。

イ 確認事務等の委託に当たっては、法人登録、駐車監視員資格者講習、入札等業者選定手続など確認事務等の委託を実施するため必要な手続が多岐にわたることから、計画的にスケジュールを策定し、適切に管理・推進すること。

ウ 事前に業務説明会を開催するなど、受託希望や関心を有する者に対し委託の趣旨、委託に係る事務の内容、処理要領の概要、委託規模・地域、委託先の選定方法・選定期限・選定基準その他必要な事項を周知すること。

(2) 確認事務の委託（法第51条の8第1項及び第51条の12第1項、委託規則第1条関係）

ア 確認事務を委託した警察署長（以下「委託警察署長」という。）が行う公示（法第51条の12第1項）は、警察署の掲示板に必要事項（放置車両確認機関となるべき法人の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該法人が確認事務を行う区域及び期間）を記載した書面を掲示すること。既に公示した事項に変更があった場合（放置車両確認機関の名称、主たる事務所の所在地等に変更があった場合）も同様に公示すること。

イ 委託警察署長は、確認事務の委託に当たっては、次の事項に留意して委託契約書（これに添付される仕様書を含む。以下同じ。）を作成するものとする。

(ア) 委託規則第1条各号に掲げる事項についての条項を具体的に記載すること。

なお、「委託契約金額」の設定に当たっては、単に確認した数量に応じて総額が算定されることとなるいわゆる歩合制は避けること。

(イ) 委託契約の期間の設定に当たっては、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約制度の活用を考慮すること。

(ウ) 放置車両確認機関に、選任した駐車監視員名簿の提出を義務付けること。

(エ) 放置車両確認機関の駐車監視員には、制服を着用させること。

(オ) 駐車監視員は原則として2人以上1組で巡回させること。ただし、巡回することとなる場所、時間帯等により特に必要があると認められる場合には、3人以上を1組として巡回させること。

(カ) 放置車両確認機関に巡回計画書を作成させ、委託警察署長の承認を得ることを義務付けること。

(キ) 放置車両確認機関に、駐車監視員に対して法令や確認事務の処理要領等に関する十分な教育訓練を行うことを義務付けること。

(ク) 放置車両確認機関が適確に受託した確認事務を遂行していることを確認するた

め、定期的に報告を義務付けること。

(ケ) 放置車両確認機関に、現場の駐車監視員との連絡、委託警察署長との連絡、各種文書の送受等を行い、事務の執行に伴うトラブルの第一次的処理、情報の管理その他事務の円滑な管理・運営に努め、受託事務の執行を統括する統括責任者を選任させること。

(コ) その他委託警察署長が講ずるべき措置、放置車両確認機関及び駐車監視員が遵守すべき事項等を明記すること。

ウ 委託警察署長は、放置車両確認機関の役職員に対して確認事務の内容及びその処理要領を熟知させるとともに、同人(放置車両確認機関の役職員であった者を含む。)らが確認事務に関して秘密保持義務を負い、秘密を漏らした場合には処罰され得る旨、確認事務に従事する放置車両確認機関の役職員は、みなし公務員とされ、刑法その他の罰則の適用に関しては公務員とみなされる旨を具体的に周知すること。

エ 委託警察署長は、放置車両確認機関による確認事務が法令、委託契約書等に従い、適正かつ公正に行われるよう適切な監督を実施すること。

オ 委託警察署長は、放置車両確認機関に対して受託した確認事務を実施するため使用する車両について、駐車禁止及び時間制限駐車区間の規制の対象から除くための必要な措置をとらせること。

(3) 受託法人の選定

交通指導課長は、受託法人の選定に関する事務を次により行うものとする。

ア 受託法人の選定については、地方自治法その他関係法令及び秋田県における諸規則を遵守するとともに、公平性、透明性及び競争性の確保に留意するとともに、原則として競争入札の方式によること。

イ 不適格法人を排除して、適確に委託事務を遂行できる法人を選定できるよう、適切な入札参加資格を設定すること。

ウ 入札公告及び入札説明会を行う場合においては、委託事務の内容及び処理要領の概要をはじめ、受託法人の選定方法及び選定基準についても具体的に示すこと。

6 法人の登録

交通指導課長は、法人の登録に関する事務を次により行うものとする。

(1) 登録の申請等(法第51条の8第2項、委託規則第2条関係)

登録の申請書の提出を受けた場合においては、記載事項に不備がないこと、必要な添付書類が添付されていること等形式上の要件について確認すること。申請の形式上の要件に適合しないと認められる場合には、速やかに申請者に対して相当の期間を定めて当該申請の補正を求めること(行政手続法(平成5年法律第88号)第7条)。

(2) 欠格事由(法第51条の8第3項関係)

ア 第1号関係

「法第51条の10の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない」とは、登録を受けようとする公安委員会により登録を取り消され、当該取消の日から起算して2年を経過しないことをいう。

イ 第2号関係

(ア) 「業務を執行する社員」には、合名会社の社員及び合資会社の無限責任社員が

該当する。また、「取締役」とは、有限会社及び株式会社におけるものを、「執行役」とは、委員会等設置会社に1人又は数人置かれ、その業務執行等を行うものをいう。

(イ) 「これらに準ずる者」には、有限会社及び株式会社の監査役、民法（明治29年法律第89号）第34条の法人（財団法人及び社団法人）における理事及び監事等が該当する。

(ウ) 法人に対して「同等以上の支配力を有する」か否かの判断に当たっては、その者が自己の地位や権限等に基づいて法人の意思決定に関してどの程度実質的な影響力を及ぼし得るかについて、個別具体的に検証すること。

(エ) 法第51条の8第3項第2号の該当の有無については、原則として委託規則第2条第2項第2号に規定する役員名簿に記載された者について判断すること。

なお、この場合において、当該名簿に記載すべき「役員」は法第51条の8第3項2号に規定する役員であることに留意すること。登録申請の時点で判明している「役員」であって、申請法人が提出する役員名簿に記載のないものがある場合には、当該役員について、所定の添付書類の提出を求めること。

ウ 第2号イ関係

「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者」に該当するか否かについては、原則として本籍地の市区町村長に対する照会により判断すること（外国人については、居住地の市区町村長に対する照会を行うこと。）。

エ 第2号ロ関係

(ア) 禁錮以上の刑に処せられた者に該当するか否かについては、原則として本籍地の市区町村長に対する前科照会により判断すること（外国人の場合は、地方検察庁に対する前科照会により判断すること。）。

(イ) 「執行を終わり」とは、その刑の執行を受け終わったという意味であり、仮出獄した者は仮出獄期間が終了したとき、罰金刑を受けた者については、罰金を完納したときに刑の執行を受け終わったことになる。「執行を受けることがなくなった」とは、刑の時効が完成することや恩赦により刑の執行の免除を受けることをいう。

(ウ) 執行猶予期間が満了した場合又は大赦若しくは特赦の場合には、刑の言渡し自体が効力を失うことから、その時点で「刑に処せられ」た者ではなくなり、本号に該当しなくなることに留意すること。

オ 第2号ハ関係

(ア) 法第51条の8第3項第2号ハに規定する者については、次のような者が該当する。

a 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

b 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（法第51条の8第3項第2号ハに該当しないと認める特段の事情がある者を除く。）

c 暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等(犯

罪率、再犯性等) から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められるもの

- d 過去10年間に暴力的不法行為等(委託規則第3条)を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められるもの
- (イ) 法第51条の8第3項第2号ハに該当するか否かの判断については、暴力団員照会(「秋田県警察照会センター照会業務実施要綱の一部改正について」(平成31年3月28日付け秋本情第72号他。)別添の第7の2に定める暴力団員照会をいう。)を実施することにより対象者が暴力団員等である旨の回答を得た場合において、組織犯罪対策課長に、当該対象者に係る情報について照会することにより行うほか、必要に応じて、エ(ア)の前科照会の結果、家族、知人等に対する聞き取り等による日常の素行の調査、その他の資料により、総合的にぐ犯性を判断すること。

カ 第2号ニ関係

法第51条の8第3項第2号ニの該当の有無についても、上記オ(イ)の暴力団員照会の際、暴対法第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は暴対法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者である回答を得た場合に、組織犯罪対策課長に、当該対象者に係る情報について照会することにより行うこと。

キ 第2号ホ関係

法第51条の8第3項第2号ホの該当の有無については、原則として医師の診断書(委託規則第2条第2項第3号ハ)により判断することとなるが、特に疑わしい場合には、面接調査、聞き取り調査等を行い、不審点が認められた場合は専門医の診断を受けることを求め、その結果を踏まえて判断すること。

ク 第2号ヘ関係

- (ア) 法第51条の8第3項第2号ヘの該当の有無については、精神病患者であれば一律に欠格となるものではなく、精神機能の障害に関する医師の診断書の提出を受けて、確認事務を適正に遂行する能力を有するかどうかという観点から判断すべきことに留意すること。
- (イ) 公安委員会に提出する診断書を作成する医師については、その専門とする分野を問わないが、法第51条の8第3項第2号ヘに掲げる者に該当しないことが明らかではない旨記載された診断書が提出された場合には、必要に応じ面接調査、聞き取り調査等を行い、不審点が認められた場合は専門医の診断を受けることを求め、その結果を踏まえて判断すること。
- (ウ) 医師の診断書には、法第51条の8第3項第2号ヘに掲げる者に該当しないことが明らかであるかどうかの別が記載されていることを要するが、例えば、精神機能の障害がない旨記載されている診断書であれば、その者が法第51条の8第3項第2号ヘに掲げる者に該当しないことは明らかであるから、そのような診断書については、委託規則第2条第2項第3号ニの要件を満たした診断書として取り扱って差し支えない。

ケ 委託規則第2条第2項第4号の誓約書は、申請法人につき一通を要するのみであることに留意すること。

(3) 登録基準(法第51条の8第4項関係)

ア 第1号関係

法第51条の8第4項第1号の該当の有無については、申請法人が確認事務を受託した場合には、当該事務を処理するため必要となる車両、携帯電話等、地図、写真機及びコンピュータの整備を誓約する書面を本号の要件に適合することを説明した書類として提出させ、書面審査により判断するものとする。

イ 第2号関係

「駐車監視員が放置車両の確認等を行うものである」か否かの判断については、登録申請時において、当該法人が2人以上の駐車監視員資格者証保有者を現に確保しているか否かにより判断することとし、当該駐車監視員資格者の駐車監視員資格者証の写しを本号の要件に適合することを説明した書類として提出させ、写しの書面審査により判断すること。

ウ 第3号関係

法第51条の8第4項第3号の該当の有無については、事務所について、申請法人の所有権、賃借権等の使用権原を証する登記事項証明書又は賃貸借契約書の写しその他の書類を本号の要件に適合することを説明した書類として提出させ、写しの書面審査により判断することとするが、これにより疑義が生じた場合には、現地調査、聞き込み調査等を行い、その結果を踏まえ判断すること。

(4) 登録簿への登載等（法第51条の8第5項関係）

ア 申請を審査した結果、登録簿に記載して登録するときは、当該法人に対し登録通知書を交付すること。

イ 登録通知書には、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地のほか、登録年月日、登録簿及び登録の有効期限を記載すること（なお、下記(5)イ参照）。

ウ 欠格事由に該当するなどし、登録を拒否することとしたときは、理由を付した通知書を交付すること。

(5) 登録の更新等（法第51条の8第6項関係）

ア 登録の有効期間は、登録年月日（現に登録簿に記載をした日）から起算すること。

イ 登録の更新申請期間については、対象業者の数、事務処理体制等を勘案し、すべての対象業者について登録の有効期間の満了の日までに更新申請に対する審査が完了するよう、適宜更新申請期間を定めて（例えば、現に行っている登録の有効期間の満了日の6月前から1月前までなど）、これを登録通知書に具体的に記載する等して指導すること。更新申請期限を過ぎて更新の申請が行われた場合にあっては、登録の有効期限までに手続が終了しない可能性があり、その場合には新たな登録の申請として取り扱うこととなる旨説明し、了解を得た上で申請を受け付けること。

ウ 更新後の登録の有効期間の起算日は、旧登録の有効期間の満了日の翌日とすること。

エ 上記のほか、登録の更新については、登録の例によること。

(6) 適合命令（法第51条の9関係）

ア 登録法人が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった旨を認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の早期是正の見込み等の事

情を勘案するとともに、当該登録法人が現に委託を受けているものであるか否かなど早期是正の必要性も考慮して、当該事実に応じた必要な措置をとるべきことを命ずることが適当か否かを判断すること。

イ 適合命令は、行政手続法第13条第1項第1号イからニまでのいずれにも該当しない不利益処分であるため、これを行おうとする場合には、行政手続法に定める弁明の機会の付与を行うこと。この場合において、その手続については、同法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）において定めるところによること。

(7) 登録の取消し（法第51条の10関係）

ア 登録法人が法第51条の10各号のいずれかに該当することを認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否・是正の見込み、再発のおそれ、当該法人においてとられた再発防止措置その他諸般の事情を勘案して登録の取消しの適否を判断すること。

イ 登録の取消しは、行政手続法第13条第1項第1号イに規定する許認可等を取り消す不利益処分に該当するため、これを行おうとする場合には、聴聞を行わなければならないが、その手続については、同法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則において定めるところによること。

ウ 登録の取消しは、書面により行うこと。この場合において、理由を記載するに際しては、法第51条の10のいずれの号に該当するものであるか（法第51条の10第1号に該当することを理由として登録の取消しを行うときは、法第51条の8第3項第2号イからへのいずれに該当するに至ったものであるかを、法第51条の10第4号に該当することを理由として登録の取消しを行うときは、法第51条の12第2項から第4項までの規定のいずれに違反したものであるかを含む。）、及びその号に該当すると認められた事実を具体的に記載すること。

エ 登録を取り消した場合には、登録簿に必要事項を追記すること。

オ 登録を取り消した場合には、警察庁及び他の都道府県警察に対し登録取消年月日、当該法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地を記載した文書により、速やかにその旨を通報すること。

(8) 報告及び検査（法第51条の11関係）

ア 報告の徴収及び立入検査の実施に当たっては、その必要性を吟味し、法の目的と関係のない事項に及ばないよう、また、相手方に無用の負担をかけることがないように配慮すること。

イ 報告又は資料の提出の要求は、原則として書面により行うこととし、当該書面に記載する要求の理由については、要求の目的が具体的に分かる程度の内容を記載すること。

なお、緊急を要し、書面により行ういとまがない特別の事情がある場合には、口頭で行うことも許される。

ウ 当該公安委員会の管轄区域内における登録の適正を図るため必要がある場合には、他の都道府県警察の管轄区域内に所在する事務所についても立入検査ができることに留意すること。この場合においては、当該他の都道府県警察と緊密な連絡を

行うこと。

エ 立入検査をする警察職員には、その身分を示す証票として警察手帳又は身分証明書を携帯させ、関係者の請求に応じこれを提示させること。

7 駐車監視員資格者証

交通指導課長は、駐車監視員資格者証に関する事務を次により行うものとする。

(1) 駐車監視員資格者講習（法第51条の13第1項第1号イ関係）

ア 講習の実施の要否、時期、回数等については、初年度における実施状況、当該年度における委託先選定手続の実施予定の有無、放置車両確認機関及び受講希望者の要望等を総合的に勘案して判断すること。

イ 駐車監視員資格者講習における修了考査に合格した者が委託規則第9条第1項に規定する「駐車監視員資格者講習の課程を修了した者」に該当するものであり、この者に対して委託規則別記様式第1号の駐車監視員資格者講習修了証明書を交付すること。

(2) 駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定（法第51条の13第1項第1号ロ、委託規則第10条関係）

ア 認定申請書については、7(1)の例によること。

イ 委託規則第10条第1項各号に掲げる者の技能及び知識の審査は、原則として駐車監視員資格者講習における修了考査と同程度の難易度の考査を実施することにより行うこと。

ウ 「道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して3年以上である者」（委託規則第10条第1項第1号）とは、交通取締り等に直接従事した期間のほか、これを管理、監督、指導等した期間が通算して3年以上である警察官又は交通巡視員とする。

なお、この場合において「交通取締り」は、駐車違反の取締りに限られない。また、「通算」期間であることから、当該期間が連続して3年以上である必要はない。

申請に際しては、申請者の経歴に関してその者が現に所属する所属の長が作成する書面又は人事担当課等が作成した申請者の人事記録を証する書面を同条第3項に規定する書面として添付させること。

エ 「確認事務における管理的又は監督的地位にあった期間が通算して5年以上である者」（委託規則第10条第1項第2号）とは、放置車両確認機関において駐車監視員を実質的に管理し、又は監督する業務に従事した期間が通算して5年以上の者であって、最終的にその者が在籍し、又は在籍していた放置車両確認機関（又は放置車両確認機関であった法人）がその旨を認証する者とする。

申請に際しては、申請者が作成する経歴書のほか、放置車両確認機関が作成する書面を委託規則第10条第3項に規定する書面として添付させること。

オ 「委託規則第10条第1項2号に掲げる者と同等の経歴を有する者」とは、例えば、次のような者が該当すると考えられるが、その判定に当たっては、その者の活動履歴、当該活動の態様、その他の経歴を総合的に考慮するものとする。

申請に際しては、申請者が作成する経歴書のほか、所属団体等の証明書、推薦状その他申請者が必要と認める各種の書類を添付させること。

- (ア) 過去に駐車監視員資格者証の交付を受けていたが、法第51条の13第2項第1号に該当して（欠格事由に該当するに至って）法第51条の13第2項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられた者で、当該欠格事由が解消するに至ったため、再度駐車監視員資格者証の交付を得ようとする者
 - (イ) 委託規則第10条第1項第1号又は第2号に規定する経歴年数には満たないものの、従事していた期間の活動態様、頻度その他の事情から実質的に委託規則第10条第1項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の経歴を有すると認められる者
 - (ウ) 違法駐車防止活動に取り組む市区町村等の職員として、又はその委託を受けて、長年にわたり違法駐車防止の街頭指導に従事した者
- カ 認定書の様式は、委託規則別記様式第2号によること。
- (3) 駐車監視員資格者証の交付申請（法第51条の13第1項、委託規則第11条関係）
- ア 駐車監視員資格者証交付申請書については、7(1)の例によること。
 - イ 「18歳未満の者」に該当するか否かについては、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）に記載されたものに限る。委託規則第11条第2項第2号において規定する第2条第2項第3号イ）により判断すること。
 - ウ 「第51条の8第3項第2号イからへまでのいずれかに該当する者」に該当するか否かの判断については、7(2)ウからクまでの例によること。
 - エ 「第51条の13第2項第2号又は第3号に該当して第51条の13第2項の規定により駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者」に該当するか否かについては、後記(6)による各都道府県警察からの通報により判断すること。
- なお、第51条の13第2項第1号に該当することを理由とする返納命令は、欠格事由に含まれていないことに留意すること。
- (4) 駐車監視員資格者証の交付等（法第51条の13第1項、委託規則第12条関係）
- ア 駐車監視員資格者証の様式は委託規則別記様式第3号によること。
 - イ 駐車監視員資格者証交付者名簿を作成し、駐車監視員資格者証を交付することとした場合には、これに必要事項を記載すること。
 - ウ 申請者が欠格事由に該当し、駐車監視員資格者証の交付を拒否する場合には、理由を明示した書面で通知すること。
- (5) 駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付（委託規則第13条関係）
- ア 書換え交付
 - (ア) 書換え交付申請の受理に際しては、「その事実を確認するに足る資料」として、住民票の写し、運転免許証その他の提示又は提出を求めること。
 - (イ) 提出を受けた変更前の駐車監視員資格者証は、確実に廃棄すること。
 - (ウ) 駐車監視員資格者証の書換え交付を行った場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を追記すること。
 - イ 再交付
 - (ア) 再交付申請の受理に際しては、「再交付を申請する事由」を具体的に記載させること。

- (イ) 駐車監視員資格者証の再交付を行った場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を追記すること。
 - (ウ) 亡失した駐車監視員資格者証を発見した場合には速やかに返納するよう指導すること。
- (6) 返納命令（法第51条の13第2項、委託規則第14条関係）
- ア 駐車監視員資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当することを認知した場合には、当該事実が発生するに至った背景、当該事実の是正の可否・是正の見込み、再発のおそれ等諸般の事情を勘案して同資格者証の返納命令の適否を判断すること。特に法第51条の13第2項第3号に該当するに至ったことを理由に返納命令を行おうとするときは、当該不正行為の軽重、警察業務その他公益に与えた影響、再発のおそれ、当人の改心の情など今後駐車監視員として活動することが適当かどうかという観点から総合的に判断すること。
 - イ 駐車監視員資格者証の返納命令は、行政手続法第13条第1項第1号ロに規定する名あて人の資格を直接にはく奪する不利益処分該当するため、これを行おうとする場合には、聴聞を行わなければならないが、その手続については、行政手続法及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則において定めるところによること。
 - ウ 返納命令書に理由を記載する場合には、法第51条の13第2項のいずれの号に該当するものであるのか（法第51条の13第2項第1号に該当することを理由として返納命令を行うときは、法第51条の8第3項第2号イからへのいずれに該当するに至ったものであるかを含む。）及びその号に該当すると認めた事実を具体的に記載すること。
 - エ 返納命令書を交付した場合には、駐車監視員資格者証交付者名簿に必要事項を追記するほか、実際に返納を受けた場合にはその旨を追記すること。
 - オ 法第51条の13第2項第2号又は第3号に該当することを理由として、返納命令を行った場合には、警察庁及び他の都道府県警察に対し返納命令の年月日、返納を命じた駐車監視員資格者番号、返納を命ぜられた者の氏名及び住所並びに返納を命じた理由を記載した文書により、速やかに通報すること。
 - カ 他の都道府県警察から通報を受けたときは、当該通報を2年間保存することとし、当該個人から駐車監視員資格者証の交付申請があった場合には、法第51条の13第1項第2号ハに該当するものとして拒否すること。